

「税に関する絵はがきコンクール」 実施要領（抜粋）

1. 趣 旨

本活動は租税教室などを通じて、小学生に“税の大切さ“や”税の果たす役割“について学んでもらい、その知識や感想を絵はがきにすることで、より理解を深めてもらうことを目的とする。

なお、本活動は女性部会の基幹的取組みとして、全国の法人会において積極かつ継続的な実施をはかる。

2. 実施内容

単位会あるいは県連の女性部会が中心となり、小学生を対象に税をテーマとした絵はがきを募集し、優秀な作品の表彰を行う。

（1）募 集

作品募集は、学校・学級単位で行われる租税教育の一環として取り組まれることが望ましい。

①学校を介した募集

法人会役員（女性部会長など）が学校長と事前面談の上、本活動の趣旨説明を行うなど、学校との良好な協力体制のもと実施できるよう取り組む。

②各種行事を利用した募集

法人会が「税を考える週間」に合わせて実施する税イベントのほか、地域で開催される各種行事の機会を利用して募集を行うことも有効である。

（2）応 募

①対 象

小学生（税に対する理解力、絵の描画力を考慮すると、高学年が望ましい）

②作 品

税をテーマとした絵はがき（サイズは“はがき大”とする）

描画素材は問わない。文字、標語などの描き入れも可。

（3）表 彰

優秀な応募作品は表彰を行う。

①表彰選考

表彰作品の選考にあたっては、選考基準を設けて選考会を実施するなど、公平かつ客観性のある運営に配慮する。また、著作権等に十分に配慮する。

②表彰内容

表彰にあたっては、租税教育にかかる公益事業であるとの観点から華美な表彰運用は避けること。

(4) 作品展示

応募作品は公共施設等での展示に供することが望ましい。

3. 実施主体

主催：実施会（あるいは女性部会）、全法連

後援：国税庁

4. 関係団体との協力体制の構築

本活動の実施にあたっては、税務当局、小学校、租税教育推進連絡協議会、教育委員会等との連携、協力体制のもと、円滑な事業遂行を行うことが望ましい。

5. 応募作品における個人情報の取り扱い

応募作品の展示、掲示等の利用にあたっては、個人情報（学校名、氏名等）の取り扱いに注意し、本活動に関わる事業にのみに使用する。なお、個人情報の利用目的は、必ず事前に募集案内等に明示する。

6. 実施時期

本活動の事業期間は毎年4月を始期とする一年間とし、各会は地域の実情に応じてその期間内で実施する。

7. 費用の計上方法

本活動にかかる費用は、実施会（親会）にて「税の啓発活動費」等の公益目的事業費として計上する。